

那覇市公報

第 1 7 4 8 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則等の一部を改正する規則
(こどもみらい課) 1165
- 那覇市会計規則の一部を改正する規則 (こどもみらい課) 1179
- 那覇市公有財産規則の一部を改正する規則 (管財課) 1181
- 那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (市営住宅課) 1181

◇告 示◇

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について
(保護管理課) 1184
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について
(保護管理課) 1185
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について
(保護管理課) 1186
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について
(保護管理課) 1187
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について
(保護管理課) 1188
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について
(保護管理課) 1189

◇公 告◇

- 個人情報業務届出書の公表について（市民生活安全課）…………… 1189
- 保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（市民生活安全課）
…………… 1204

◇上下水道局告示◇

- 那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 1206

◇選挙管理委員会告示◇

- 直接請求に要する選挙権を有する者の数について…………… 1206

◇監査委員公表◇

- 令和元年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について（公表）
…………… 1207

規 則

那覇市規則第 9 号

令和元年 8 月 30 日

公 布 済

認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則等の一部を改正する規則
をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則等の一部を改正する規則

(認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則の一部改正)

第1条 認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則(平成27年那覇市規則第22号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 [略] 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] (4) <u>1号認定園児 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもであつて、特定施設を利用する小学校就学前子どもをいう。</u> (5) <u>2号認定園児 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもであつて、特定施設のうち幼稚園を利用する小学校就学前子どもをいう。</u> (利用者負担額) 第3条 <u>1号認定園児及び2号認定園児に係る利用者負担額は、別表のとおりとする。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、1号認定園児のうち那覇市内に存する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第34条の公私連携幼保連携型認定こども園を利用するものに係る利用者負担額は、那覇市立幼保連携型認定こども園条例(平成27年那覇市条例第50号)第8条第2項前段に規定する額のうち1号認定園児に相当する子どもに係るものとする。</u> 3 <u>法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる</u>	(定義) 第2条 [略] 2 [略] (1)～(3) [略] (利用者負担額) 第3条 <u>法第19条第1項第1号及び第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであつて、特定施設を利用する小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、0円とする。</u> 2 <u>法第19条第1項第3号に掲げる小学校就</u>

小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>であって、特定施設のうち認定こども園を利用する小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、那覇市保育の利用等に関する条例(平成26年那覇市条例第51号)第9条第2項前段又は第3項前段に規定する額とする。 [別表 別記]	学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>であって、特定施設のうち認定こども園を利用する小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、那覇市保育の利用等に関する条例(平成26年那覇市条例第51号)第9条第2項前段又は第3項前段に規定する額とする。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。	

[改正前 別記]

別表(第3条関係)

1号認定園児又は2号認定園児の属する世帯等の階層区分		利用者負担額の月額(円)		
階層区分	定義	第1子の1号認定園児又は2号認定園児	第2子の1号認定園児又は2号認定園児	第3子の1号認定園児又は2号認定園児
第1階層	生活保護世帯	0	0	0
第2階層	2A 第1階層を除き、市町村民税の所得割の非課税世帯	0	0	0
	2B 又は里親に委託されている1号認定園児又は2号認定園児分	3,000	0	0
第3階層	3A 市町村民税の所得割の課税世帯	3,000	0	0
	3B 所得割の額が77,100円以下の世帯	10,100	5,050	0
第4階層	所得割の額が77,101円以上211,200円以下の世帯	15,200	7,600	0
第5階層	所得割の額が211,201円以上の世帯	19,000	9,500	0
備考				

- 1 「生活保護世帯」とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)第2条の保護を受けている世帯をいう。
- 2 「所得割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)であって、1号認定園児又は2号認定園児が幼稚園に在籍する年度(当該年度中4月から8月までの間に係る利用者負担額については、その前年度)分のものをいう。この場合において、所得割の額の計算は、法令の規定によるほか、次に定めるところによる。
 - (1) 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第1項第2号の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算する。
 - (2) 1号認定園児又は2号認定園児が幼稚園に在籍する年度の前年度(当該年度中4月から8月までの間に係る利用者負担額については、その前々年度)の1月1日において、保護者が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有していた場合(地方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有した者とみなされる場合を含む。)は、地方税法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を100分の6として算定する。
- 3 「里親に委託されている1号認定園児又は2号認定園児」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により里親に委託されている1号認定園児又は2号認定園児をいう。
- 4 「ひとり親世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項の配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる世帯をいう。
- 5 「在宅障がい者のいる世帯」とは、次に掲げる者(障がい者又は障がい児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないものに限る。)を有する世帯をいう。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の身体障害者手帳の交付を受けた者
 - (2) 沖縄県療育手帳制度規程(昭和49年沖縄県告示第462号)第1条の療育手帳(これに準ずるものを含む。)の交付を受けた者
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条第1項の特別児童扶養手当の支給対象児
 - (5) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第15条第2号の障害基礎年金の受給者その他市長が適当と認める者
- 6 「第1子」とは、1号認定園児又は2号認定園児の属する世帯等における小学3年生以下の子どもであって、次に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものをいう。
 - (1) 当該子どもが1人のとき 当該子ども
 - (2) 当該子どもが2人以上の場合で、次に掲げる施設等に入学等をしているとき 当該子どものうち最も年齢の高いもの(同年齢の子どもが当該世帯等に2人以上いる場合は、そのうちの1人に限る。)
 - ア 小学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の小学校をいう。)
 - イ 特別支援学校(学校教育法第1条の特別支援学校をいう。)

ウ	幼稚園(学校教育法第1条の幼稚園をいう。)
エ	認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項の認定こども園をいう。)
オ	保育所(児童福祉法第39条第1項の保育所をいう。)
カ	その他市長が認める施設等
7	「第2子」とは、1号認定園児又は2号認定園児の属する世帯等における小学3年生以下の子どもが2人以上の場合で、前項第2号に掲げる施設等に入学等をしているときにおける第1子に該当する子ども以外の子どものうち最も年齢が高いもの(同年齢の子どもが当該世帯等に2人以上いる場合にあっては、そのうちの1人に限る。)をいう。
8	「第3子」とは、1号認定園児又は2号認定園児の属する世帯等における小学3年生以下の子どもが3人以上の場合で、第6項第2号に掲げる施設等に入学等をしているときにおける第1子及び第2子以外の子どもをいう。
9	市町村民税の所得割の課税額が77,100円以下である世帯において、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項の特定被監護者等をいう。以下この項において同じ。)が2人以上いる場合における利用者負担額については、次の各号に掲げる区分に該当する1号認定園児又は2号認定園児を、それぞれ当該各号に定めるものとみなして、この表を適用する。 (1) 特定被監護者等のうち最年長者(同年齢の特定被監護者等が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。) 第6項の第1子 (2) 前号に該当する者以外の特定被監護者等のうち最年長者(同年齢の特定被監護者等が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。) 第7項の第2子 (3) 前2号に該当する者以外の者 前項の第3子

(那覇市保育の利用等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 那覇市保育の利用等に関する条例施行規則(平成27年那覇市規則第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保育の利用の <u>不承諾</u>) 第6条 市長は、条例第5条の規定により保育の利用について <u>不承諾</u> の決定をした場合は、その旨及びその理由を保護者に対し書面により通知する。 (保育料) 第12条 条例第9条各項の規定により規則で定める保育料の額は、 <u>別表第1</u> に定める額とする。	(保育の利用の <u>保留</u>) 第6条 市長は、条例第5条の規定により保育の利用について <u>保留</u> の決定をした場合は、その旨及びその理由を保護者に対し書面により通知する。 (保育料) 第12条 条例第9条各項の規定により規則で定める保育料の額は、 <u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> <u>(1) 3歳以上児(満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)</u> 0円

2～5 [略] [別表第1 別記] [別表第2 別記]	(2) 3歳未満児(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもをいう。以下同じ。) 別表第1に定める額 2～5 [略] [別表第1 別記] [別表第2 別記]
備考 1 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。	

[改正前 別記]

別表第1(第12条関係)

各月初日の保育児の属する世帯の階層区分			保育料の月額(円)						
			保育標準時間認定			保育短時間認定			
階層区分	定義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
[略]									
B階層	B1	A階層を除き、	[略]						
	B2	市町村民税の非課税世帯	B1に該当する世帯以外の世帯	7,200	5,700	5,700	7,000	5,600	5,600
C階層	C1A	A階層を除き、市町村民税の均等割のみの課税世帯	ひとり親世帯等及び在宅障がい者のいる世帯	[略]	5,300	5,300	[略]	5,300	5,300
	C1B		C1Aに該当する世帯以外の世帯		11,300	11,300		11,100	11,100
	C2A	A階層を除き、市町村民税の所得割の課税世帯であって、	ひとり親世帯等及び在宅障がい者のいる世帯		6,000	5,700		6,000	5,700
	C2B	その所得割の額が48,600円未満の世帯	C2Aに該当する世帯以外の世帯		13,200	12,100		12,900	11,800
D階層	D1A	A階層を除き、市町村民税の所得割の課税世帯であって、	ひとり親世帯等及び在宅障がい者のいる世帯		6,000	6,000		6,000	6,000

D1B	その所得割の額が 48,600 円以上 56,300 円未満の世帯	D1Aに該当する世帯以外の世帯	<u>16,700</u>	<u>15,300</u>	<u>16,400</u>	<u>15,000</u>
D2A	A階層を除き、市町村民税の所得割の課税世帯であって、	ひとり親世帯等及び在宅障がい者のいる世帯	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>
D2B	その所得割の額が 56,300 円以上 65,500 円未満の世帯	D2Aに該当する世帯以外の世帯	<u>19,900</u>	<u>19,400</u>	<u>19,500</u>	<u>19,000</u>
D3A	A階層を除き、市町村民税の所得割の課税世帯であって、	ひとり親世帯等及び在宅障がい者のいる世帯	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>
D3B	その所得割の額が 65,500 円以上 77,101 円未満の世帯	D3Aに該当する世帯以外の世帯	<u>23,000</u>	<u>21,700</u>	<u>22,600</u>	<u>21,300</u>
D3C	A階層を除き、市町村民税の所得割の課税世帯であって、	77,101 円以上 84,900 円未満	<u>23,000</u>	<u>21,700</u>	<u>22,600</u>	<u>21,300</u>
D4	所得割の課税世帯であって、	84,900 円以上 97,000 円未満	<u>25,500</u>	<u>23,000</u>	<u>25,100</u>	<u>22,600</u>
D5	その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	97,000 円以上 119,800 円未満	<u>28,000</u>	<u>24,000</u>	<u>27,500</u>	<u>23,600</u>
D6		119,800 円以上 169,000 円未満	<u>30,000</u>	<u>25,500</u>	<u>29,500</u>	<u>25,100</u>
D7		169,000 円以上 301,000 円未満	<u>32,000</u>	<u>27,000</u>	<u>31,400</u>	<u>26,500</u>
D8		301,000 円以上 397,000 円未満	<u>34,000</u>	<u>28,500</u>	<u>33,400</u>	<u>28,000</u>
D9		397,000 円以上	<u>36,000</u>	<u>30,000</u>	<u>35,400</u>	<u>29,400</u>
備考						
1～2 〔略〕						
3 〔略〕						
4 「均等割」とは地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号の均等割、「所得割」とは同項第2号の所得割(いずれも同法第328条の退職手当等に係る所得によるものを除く。)であって、それぞれ保育児が在籍する年度(当該年度中4月から8月までの間に係る保育料については、その前年度)分のものをいう。この場合において、所得割の額の計算は、法令の規定によるほか、次に定めるところによる。						
(1) 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第1項第2号の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額がある場合は、当該金額を加算す						

る。

(2) [略]

5 [略]

6 「3歳未満児」とは、保育を利用した日の属する年度の4月初日の前日において3歳に達していない児童をいう。

7 「3歳児」とは、保育を利用した日の属する年度の4月初日の前日において4歳に達していない児童(前項の児童を除く。)をいう。

8～9 [略]

10 この表の規定にかかわらず、C1BからD9までの階層区分に該当する世帯において、2人以上の小学校就学前の児童が、同時に、入所等児童(保育所、家庭的保育事業等、幼稚園、認定こども園、学校教育法(昭和22年法律第26号)第76条第2項の特別支援学校の幼稚部若しくは児童福祉法第43条の2の児童心理治療施設の通所部に入所等し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用する者をいう。以下この項において同じ。)である場合における保育児に係る保育料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 入所等児童のうち最年長者(同年齢の入所等児童が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。) この表に定める額

(2) 前号に該当する者以外の入所等児童のうち最年長者(同年齢の入所等児童が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。) この表に定める額に2分の1を乗じて得た額

(3) 前2号に該当する者以外の保育児 0円

11 この表及び前項の規定にかかわらず、市町村民税の所得割の課税額が57,700円未満である世帯において、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項の特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合における保育児に係る保育料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定被監護者等のうち最年長者(同年齢の特定被監護者等が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。) この表に定める額

(2) 前号に該当する者以外の特定被監護者等のうち最年長者(同年齢の特定被監護者等が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。) この表に定める額に2分の1を乗じて得た額

(3) 前2号に該当する者以外の保育児 0円

12 この表及び前2項の規定にかかわらず、B2の階層区分に該当する世帯又は市町村民税の所得割の課税額が77,101円未満であり、かつ、ひとり親世帯等若しくは在宅障がい者のいる世帯において、特定被監護者等が2人以上いる場合における保育児に係る保育料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定被監護者等のうち最年長者(同年齢の特定被監護者等が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。) この表に定める額

(2) 前号に該当する者以外の保育児 0円

[改正後 別記]

別表第1(第12条関係)

各月初日の保育児の属する世帯の階層区分	保育料の月額(円)	
	保育標準時間認定	保育短時間認定

階層 区分	定義	第1子	第2子	第3子 以降	第1子	第2子	第3子 以降
[略]							
B階 層	B1	A階層を除き、	[略]				
	B2	市町村民税の 非課税世帯	B1に該当する 世帯以外の世 帯	0	0	0	0
C階 層	C1A	A階層を除き、 市町村民税の 均等割のみの 課税世帯	ひとり親世帯 等及び在宅障 がい者のいる 世帯	[略]		0	0
	C1B		C1Aに該当する 世帯以外の世 帯	6,600	0	6,450	0
	C2A	A階層を除き、 市町村民税の 所得割の課税 世帯であって、	ひとり親世帯 等及び在宅障 がい者のいる 世帯	0	0	0	0
	C2B	その所得割の 額が48,600円 未満の世帯	C2Aに該当する 世帯以外の世 帯	7,800	0	7,650	0
D階 層	D1A	A階層を除き、 市町村民税の 所得割の課税 世帯であって、	ひとり親世帯 等及び在宅障 がい者のいる 世帯	0	0	0	0
	D1B	その所得割の 額が48,600円 以上56,300円 未満の世帯	D1Aに該当する 世帯以外の世 帯	9,550	0	9,350	0
	D2A	A階層を除き、 市町村民税の 所得割の課税 世帯であって、	ひとり親世帯 等及び在宅障 がい者のいる 世帯	0	0	0	0
	D2B	その所得割の 額が56,300円 以上65,500円 未満の世帯	D2Aに該当する 世帯以外の世 帯	11,450	0	11,250	0
	D3A	A階層を除き、 市町村民税の 所得割の課税 世帯であって、	ひとり親世帯 等及び在宅障 がい者のいる 世帯	0	0	0	0
	D3B	その所得割の 額が65,500円	D3Aに該当する 世帯以外の世	13,200	0	12,950	0

	以上77,101円 未満の世帯	帯					
D3C	A階層を除き、 市町村民税の	77,101円以上 84,900円未満	13,200	0	12,950	0	
D4	所得割の課税 世帯であって、	84,900円以上 97,000円未満	14,700	0	14,450	0	
D5	その所得割の 額の区分が次	97,000円以上 119,800円未満	17,150	0	16,850	0	
D6	の区分に該当 する世帯	119,800円以上 169,000円未満	19,100	0	18,750	0	
D7		169,000円以上 301,000円未満	19,800	0	19,450	0	
D8		301,000円以上 397,000円未満	20,400	0	20,050	0	
D9		397,000円以上	26,500	0	26,000	0	

備考

1～2 [略]

3 「第1子」とは、算定基準子ども(保育児の属する世帯における、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「施行令」という。)第13条第2項の負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。)であって、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

(1) 算定基準子どもが1人のみである場合 3歳未満児の保育児

(2) 算定基準子どもが2人以上いる場合で、これらの者が全て3歳未満児であるとき 当該3歳未満児のうち最年長者である保育児

4 「第2子」とは、算定基準子どもが2人以上いる場合における、当該算定基準子どものうち2番目の年長者である3歳未満児の保育児をいう。

5 「第3子以降」とは、算定基準子どもが3人以上いる場合における、当該算定基準子どものうち、最年長者及び2番目の年長者以外である3歳未満児の保育児をいう。

6 [略]

7 [略]

(1) 施行令第4条第2項第2号の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額がある場合は、当該金額を加算する。

(2) [略]

8 [略]

9～10 [略]

11 この表の規定にかかわらず、市町村民税の所得割の課税額が57,700円未満(ひとり親世帯等又は在宅障がい者のいる世帯については、77,101円未満)である世帯において、特定被監護者等(施行令第14条第1項の特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合における3歳未満児の保育児に係る保育料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定被監護者等のうち最年長者である場合 この表の第1子の欄に定める額

(2) 特定被監護者等のうち2番目の年長者である場合 この表の第2子の欄に定める額

(3) 前2号に該当する者以外である場合 この表の第3子以降の欄に定める額

[改正前 別記]

別表第2(第14条関係)

[略]
備考
1 「3歳未満児」とは、保育を利用した日の属する年度の4月初日の前日において3歳に達していない児童をいう。
2 「2歳未満児」とは、保育を利用した日の属する年度の4月初日の前日において2歳に達していない児童をいう。

[改正後 別記]

別表第2(第14条関係)

[略]
備考
1 「2歳未満児」とは、満2歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもをいう。
2 「2歳以上児」とは、満2歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもをいう。

(那覇市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部改正)

第3条 那覇市立幼保連携型認定こども園条例施行規則(平成28年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 1号認定園児 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>であって、那覇市立幼保連携型認定こども園(以下「こども園」という。)を利用する小学校就学前子どもをいう。 (3) 2号認定園児 支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>であって、こども園を利用する小学校就学前子ども	(定義) 第2条 [略] (1) [略] (2) 1号認定園児 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>であって、那覇市立幼保連携型認定こども園(以下「こども園」という。)を利用する小学校就学前子どもをいう。 (3) 2号認定園児 支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>であって、こども園を利用する小学校就

をいう。 (4)～(5) [略] (使用料) 第15条 条例第8条第2項の規定により規則で定める使用料の額は、 <u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) 1号認定園児 <u>別表第1に定める額</u> (2) 2号認定園児 <u>那覇市保育の利用等に関する条例(平成26年那覇市条例第51号)第9条第2項前段又は第3項前段に規定する額</u> (利用者負担金) 第17条 こども園における支援法第59条の地域子ども・子ども子育て支援事業その他の子育て支援に関する事業に係る利用者負担金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 1号認定園児 <u>別表第2に定める額</u> (2) 2号認定園児 <u>那覇市保育の利用等に関する条例第10条に規定する額</u> [別表第1 別記] <u>別表第2(第17条関係)</u> [略]	学前子どもをいう。 (4)～(5) [略] (使用料) 第15条 条例第8条第2項の規定により規則で定める使用料の額は、 <u>0円とする。</u> (利用者負担金) 第17条 [略] (1) 1号認定園児 <u>別表に定める額</u> (2) 2号認定園児 <u>那覇市保育の利用等に関する条例(平成26年那覇市条例第51号)第10条に規定する額</u> <u>別表(第17条関係)</u> [略]
備考 1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 3 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 4 第1条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表第1(第15条関係)

各月初日の1号認定園児の属する世帯等の階層区分			第1子の使用料の月額(円)	
階層区分	定義		3歳児	4歳・5歳児
第1階層	生活保護世帯		0	0
第2階層	2A	第1階層を除き、市町村民税の所得割 ひとり親世帯等及び在宅障がい者のいる世帯	0	0
	2B	の非課税世帯又は 2Aに該当する世帯以外の世帯 里親に委託されている園児	3,000	3,000

第 3 階 層	3A1	市町村民税の所得割の課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当するもの	48,600円未満	ひとり親世帯等及び在宅障がい者のいる世帯	2,700	2,400
	3B1			3A1に該当する世帯以外の世帯	5,300	4,700
	3A2		48,600円以上	ひとり親世帯等及び在宅障がい者のいる世帯	3,000	3,000
	3B2		56,300円未満	3A2に該当する世帯以外の世帯	7,000	6,200
	3A3		56,300円以上	ひとり親世帯等及び在宅障がい者のいる世帯	3,000	3,000
	3B3		65,500円未満	3A3に該当する世帯以外の世帯	9,000	8,000
	3A4		65,500円以上	ひとり親世帯等及び在宅障がい者のいる世帯	3,000	3,000
	3B4		77,101円未満	3A4に該当する世帯以外の世帯	10,000	9,000
第 4 階 層	4C1		77,101円以上84,900円未満		11,000	10,000
	4C2		84,900円以上97,000円未満		12,000	11,000
	4C3		97,000円以上119,800円未満		13,000	12,000
	4C4		119,800円以上169,000円未満		14,000	13,000
	4C5		169,000円以上211,201円未満		15,000	14,000
第 5 階 層	5C1		211,201円以上301,000円未満		16,000	15,000
	5C2		301,000円以上397,000円未満		17,000	16,000
	5C3		397,000円以上		18,000	17,000

備考

- 1 「第1子」とは、1号認定園児の属する世帯等における小学3年生以下の子どもであって、次に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものをいう。
 - (1) 当該子どもが1人のとき 当該子ども
 - (2) 当該子どもが2人以上の場合で、次に掲げる施設等に入学等をしているとき 当該子どものうち最も年齢の高いもの(同年齢の子どもが当該世帯等に2人以上いる場合は、そのうちの1人に限る。)
 - ア 小学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の小学校をいう。)
 - イ 特別支援学校(学校教育法第1条の特別支援学校をいう。)
 - ウ 幼稚園(学校教育法第1条の幼稚園をいう。)
 - エ 認定こども園(法第2条第6項の認定こども園をいう。)
 - オ 保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項の保育所をいう。)
 - カ その他市長が認める施設等
- 2 「3歳児」とは、1号認定園児のうちこども園を利用した日の属する年度の4月初日の前日において4歳に達していない児童をいう。
- 3 「4歳・5歳児」とは、1号認定園児のうち前項の3歳児を除くものをいう。
- 4 「生活保護世帯」とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)第2条の保護を受けている世帯をいう。
- 5 「所得割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割(同

法第328条の規定によって課する所得割を除く。)であつて、1号認定園児がこども園に在籍する年度(当該年度中4月から8月までの間に係る使用料については、その前年度)分のものをいう。この場合において、所得割の額の計算は、法令の規定によるほか、次に定めるところによる。

(1) 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第1項第2号の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額がある場合は、当該金額を加算する。

(2) 1号認定園児がこども園に在籍する年度の前年度(当該年度中4月から8月までの間に係る使用料については、その前々年度)の1月1日において、保護者が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有していた場合(地方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有した者とみなされる場合を含む。)は、地方税法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を100分の6として算定する。

6 「里親に委託されている園児」とは、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により里親に委託されている1号認定園児をいう。

7 「ひとり親世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項の配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる世帯をいう。

8 「在宅障がい者のいる世帯」とは、次に掲げる者(障がい者又は障がい児であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないものに限る。)を有する世帯をいう。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の身体障害者手帳の交付を受けた者

(2) 沖縄県療育手帳制度規程(昭和49年沖縄県告示第462号)第1条の療育手帳(これに準ずるものを含む。)の交付を受けた者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条第1項の特別児童扶養手当の支給対象児

(5) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第15条第2号の障害基礎年金の受給者その他市長が適当と認める者

9 第4階層又は第5階層の階層区分に該当する世帯における、第2子及び第3子の使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第2子 この表に定める額に2分の1を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

(2) 第3子 0円

10 前項の「第2子」とは、1号認定園児の属する世帯等における小学3年生以下の子どもが2人以上の場合で、第1項第2号に掲げる施設等に入学等をしているときにおける第1子に該当する子ども以外の子どものうち最も年齢が高いもの(同年齢の子どもが当該世帯等に2人以上いる場合にあっては、そのうちの1人に限る。)をいう。

11 第9項の「第3子」とは、1号認定園児の属する世帯等における小学3年生以下の子どもが3人以上の場合で、第1項第2号に掲げる施設等に入学等をしているときにおける第1子及び第2子以外の子どもをいう。

12 この表及び第1項の規定にかかわらず、市町村民税の所得割の課税額が77,101円未満で、かつ、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項の特定被監護者等をいう。以下この項において同じ。)が2人以上いる世帯における1号認定園児に係る使用料の額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定被監護者等のうち最年長者(同年齢の特定被監護者等が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。) この表に定める額と同一の額

(2) 前号に該当する者以外の特定被監護者等のうち最年長者(同年齢の特定被監護者等が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。) 前号に定める額に2分の1を乗じて得た額

(3) 前2号に該当する者以外の者 0円

13 前項の世帯がひとり親世帯等若しくは在宅障がい者のいる世帯に該当する場合、又は2Bの階層区分に該当する場合における同項第2号の規定の適用については、同号中「前号に定める額に2分の1を乗じて得た額」とあるのは、「0円」とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則の規定、第2条の規定による改正後の那覇市保育の利用等に関する条例施行規則(第6条を除く。)の規定及び第3条の規定による改正後の那覇市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の規定(以下「改正後規定」という。)は、施行日以後の利用に係る利用者負担額、保育料及び使用料(以下「利用者負担額等」という。)について適用し、施行日前の利用に係る利用者負担額等については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 施行日以後の利用に係る改正後規定による利用者負担額等の決定その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

那覇市規則第10号

令和元年8月30日

公 布 済

那覇市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市会計規則の一部を改正する規則

那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(資金前渡) 第54条 令第161条第1項第15号及び第17号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1)～(17) [略] (概算払) 第61条 令第162条第6号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1)～(7) [略] 2 [略] (前金払) 第63条 令第163条第8号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1)～(9) [略] 2 [略]	(資金前渡) 第54条 [略] (1)～(17) [略] <u>(18) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費、特例地域型保育給付費及び保育費用(緊急を要するものに限る。)並びに施設等利用費</u> (概算払) 第61条 [略] (1)～(7) [略] <u>(8) 子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費、特例地域型保育給付費、施設等利用費及び保育費用</u> 2 [略] (前金払) 第63条 [略] (1)～(9) [略] <u>(10) 子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費、特例地域型保育給付費、施設等利用費及び保育費用</u> 2 [略]
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

那覇市規則第11号

令和元年 8 月 30 日

公 布 済

那覇市公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公有財産規則の一部を改正する規則

那覇市公有財産規則（平成3年那覇市規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(権利金及び承諾料) 第43条 〔略〕 2 有償貸付けの場合において前条第1号から第3号までに掲げる事項に承諾を与えるときは、市長が定める額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額の承諾料を徴収するものとする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。 3 〔略〕	(権利金及び承諾料) 第43条 〔略〕 2 有償貸付けの場合において前条第1号から第3号までに掲げる事項に承諾を与えるときは、市長が定める額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額の承諾料を徴収するものとする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。 3 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市公有財産規則の規定は、この規則の施行の日以後の申込みに係る承諾料について適用し、同日前の申込みに係る承諾料については、なお従前の例による。

那覇市規則第12号

令和元年 8 月 30 日

公 布 済

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市営住宅条例施行規則(平成10年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(入居の申込み及び決定) 第3条 [略] 2～3 [略] 4 <u>条例第9条第2項に規定する公開抽選により当選した入居予定者は、市長が指定する期日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。</u> (1)～(5) [略] 5 [略] (公開抽選) 第4条 <u>条例第9条第2項に規定する公開抽選を行うときは、入居申込者に対し、その日時、場所等をあらかじめ通知するものとする。</u> 2 [略] (優先的選考) 第5条 [略] 2 <u>市長は、条例第9条第2項の公開抽選に当たっては、倍率優遇措置として、前項各号のいずれかに該当する者の当選確率が、それら以外の者の当選確率の概ね2倍となるよう措置を講ずることができる。</u> 3 <u>市長は、前項の倍率優遇措置に加え、第</u>	(入居の申込み及び決定) 第3条 [略] 2～3 [略] 4 <u>公開抽選(条例第9条第2項の公開抽選をいう。第4条において同じ。)</u>により当選した入居予定者は、市長が指定する期日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。 (1)～(5) [略] 5 [略] (公開抽選) 第4条 公開抽選を行うときは、入居申込者に対し、その日時、場所等をあらかじめ通知するものとする。 2 [略] 3 <u>市長は、公開抽選に当たっては、倍率優遇措置として、次条第1項各号のいずれかに該当する者の当選確率が、それら以外の者の当選確率の概ね2倍となるよう措置を講ずることができる。</u> 4 <u>市長は、前項の倍率優遇措置のほか、次条第1項第13号に該当する者について、公開抽選における当選確率を引き上げることができる。</u> (優先的選考) 第5条 [略] 2 <u>市長は、条例第4条第1項の公募においてあらかじめ指定した住戸については、前項第2号から第6号までのいずれかに該当する者を条例第9条第3項の規定により優先的に選考することができる。</u>

<u>1項第13号に該当する者について、条例第9条第2項の公開抽選における当選確率を引き上げることができる。</u>	
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 195 号

令和元年 9 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく医療機関について、生活保護法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
イルカこころのクリニック	根本 健二	令和元年7月1日
那覇市寄宮 154-7 玉元ビル 202 号		
セブンス薬局 首里店	株式会社 ファイブセブン	令和元年7月1日
那覇市首里石嶺町 3-221-1 ラック石嶺駅前 101		
友寄歯科医院	友寄 文子	令和元年5月10日
那覇市寄宮 2-30-49 Eマンション こあ 2階		

那覇市告示第 196 号

令和元年 9 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
はらクリニック	原 信一郎	令和元年6月1日
那覇市長田1丁目6番1号		
上地クリニック	上地 弘一	令和元年6月30日
那覇市字寄宮 154 番地 7 玉元ビル 202 号室		
友寄歯科医院	友寄 清順	令和元年5月9日
那覇市寄宮2丁目30番49号Eマンションこあ2階		

那覇市告示第 197 号

令和元年 9 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
小規模多機能ホーム辻 (小規模多機能型居宅介護)	令和元年 7 月 31 日
那覇市辻一丁目 6 番 25 号	

那覇市告示第 198 号

令和元年 9 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
訪問介護ステーショングリーンハウス長田		令和元年5月15日
開設者	株式会社忠宗 代表取締役 倉田 裕士 (株式会社福祉プロムナード) (代表取締役 仲宗根 卓巳)	
居宅介護支援事業所 リンクス		令和元年8月1日
所在地	那覇市三原2丁目1番17号 (那覇市寄宮3-3-11 オークレイクビレッジ107)	

那覇市告示第 199 号

令和元年 9 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく施術機関について、生活保護法第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
南出 知秀	あん摩・マッサージ はり・きゅう	令和元年7月31日
訪問マッサージ 息吹	那覇市真嘉比2丁目14番地12	
仲間 悠	あん摩・マッサージ はり・きゅう	令和元年8月26日
フレアス在宅マッサージ沖縄	那覇市銘苅1-9-28	
横田 実	あん摩・マッサージ はり・きゅう	令和元年8月2日
はりきゅうマッサージ TEE治療室	那覇市古波蔵1-8-6 101	

那覇市告示第 200 号

令和元年 9 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく施術機関について、生活保護法第55条第2項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施 術 所 名 称	廃止年月日
	施 術 所 所 在 地	
上原 徹	南ぬ島整骨院	令和元年7月31日
	那覇市具志3丁目2番3号 キャピタルコート101	

公 告

那覇市公告第 326 号

令和元年 9 月 4 日

掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第7条第5項及び同施行規則第2条第2項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年 7 月 30 日

那覇市長宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	環境部 環境政策課			電話098-951-3392
個人情報管理責任者	環境政策課長			
業 務 の 名 称	住宅用省エネ設備導入促進事業			
業 務 の 目 的	再生可能エネルギーの導入を促進することにより、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するとともに環境保護の意識啓発を図ることを目的として、那覇市内の自らが居住する住宅に、太陽熱利用システム、エコキュートを設置する方に対して補助を行う。			
個人情報の対象者	申請者 建築物所有者 補助対象者			
業務の開始年月日	平成27年4月1日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ そ の 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☒ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☒ そ の 他 (口座情報)	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☒ 定期(10月～2月) ☐ 随時()			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年 7 月 3 0 日

那覇市長宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	まちなみ共創部 建築工事課			電話951-3227
個人情報管理責任者	建築工事課長			
業 務 の 名 称	市営住宅その他建築工事に関する業務			
業 務 の 目 的	市営住宅建替事業や、その他那覇市の施設建設において、老朽化した建築物の改築や、那覇市の新規事業に係る施設の建設を目的とする。			
個人情報の対象者	工事請負業者等から提出された現場代理人等、その他、業務において知り得た個人情報			
業務の開始年月日	平成4年以前			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☒ 国 籍 ☒ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ そ の 他 ()	☒ 職 業 ☐ 地 位 ☒ 学 歴 ☒ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(契約時、住民説明会開催時等)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☒ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要という制度について認識をしておらず、事後の届け出になりました。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年7月31日

那覇市長宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	環境部 廃棄物対策課	電話	098-951-3231	
個人情報管理責任者	廃棄物対策課長			
業 務 の 名 称	PCB (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物の適正な処理の推進に関する業務			
業 務 の 目 的	PCB廃棄物の保管、処分等について適正な処理が行われるように必要な措置を講じ、市民の健康及び生活環境の保全を図ることを目的とする。			
個人情報の対象者	PCB廃棄物保管事業者、所有事業者、処分業者等。			
業務の開始年月日	平成25年 4月 1日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(届出時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届出をすべきであったが、届出が必要という認識がなかった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年7月31日

那覇市長宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	環境部 廃棄物対策課	電話	098-951-3231
個人情報管理責任者	廃棄物対策課長		
業 務 の 名 称	ボランティアごみ袋交付業務		
業 務 の 目 的	那覇市民憲章を推進するため、環境美化活動を行っているボランティア団体等に対し、環境美化活動から出るごみを処理するために使用するボランティアごみ袋を交付することにより、まちの環境美化活動を促進する。		
個人情報の対象者	ボランティア団体と同様に地域でボランティア清掃を行う市民		
業務の開始年月日	平成14年 4月 1日		
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		
	基本的事項	社会的活動	経済的活動
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()
	制限的取扱事項		
	思想・信条等		
☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 () 上記事項を取扱う理由 ()			
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)		
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(申請時)		
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)		
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()		
備 考	業務開始時に届出をすべきであったが、届出が必要という認識がなかった。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年7月31日

那覇市長宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	環境部 廃棄物対策課			電話 098-951-3231
個人情報管理責任者	廃棄物対策課長			
業 務 の 名 称	産業廃棄物の収集・運搬・処分等に関する業務			
業 務 の 目 的	産業廃棄物の収集、運搬、処分等について、適正な処理に必要な措置を講じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。			
個人情報の対象者	産業廃棄物の収集運搬業、処分業の許可申請者等。			
業務の開始年月日	平成25年 4月 1日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☒ 国 籍 ☒ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☒ 職 業 ☒ 地 位 ☐ 学 歴 ☒ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 () 心 身 ☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☒ 収 入 ☒ 資産状況 ☒ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 () その他 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☒ 犯 歴 等 ☐ その 他 () 上記事項を取扱う理由 (法令に基づき審査を行うため)
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等) 公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(申請時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届出をすべきであったが、届出が必要という認識がなかった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年7月31日

那覇市長宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	環境部 廃棄物対策課			電話 098-951-3231
個人情報管理責任者	廃棄物対策課長			
業 務 の 名 称	使用済自動車の再資源化等に関する業務			
業 務 の 目 的	使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、生活環境の保全を目的とする。			
個人情報の対象者	使用済自動車の引取業、フロン類回収業、解体業、破碎業の登録申請者や許可申請者等。			
業務の開始年月日	平成25年 4月 1日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☒ 国 籍 ☒ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☒ 職 業 ☒ 地 位 ☐ 学 歴 ☒ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☒ 収 入 ☒ 資産状況 ☒ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☒ 犯 歴 等 ☐ その 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由 (法令に基づき審査を行うため)
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
	個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等) 公知性・緊急性・審議会		
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(申請時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届出をすべきであったが、届出が必要という認識がなかった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年7月31日

那覇市長宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	環境部 廃棄物対策課	電話	098-951-3231
個人情報管理責任者	廃棄物対策課長		
業 務 の 名 称	一般廃棄物及び特別管理一般廃棄物の処分業の許可に関する業務		
業 務 の 目 的	一般廃棄物及び特別管理一般廃棄物の処理業の許可、並びに当該業者への指導監督を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。		
個人情報の対象者	一般廃棄物及び特別管理一般廃棄物の収集運搬業、処分業の許可申請者等。		
業務の開始年月日	平成4年4月1日		
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		
	基本的事項	社会的活動	経済的活動
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☒ 国 籍 ☒ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☒ 職 業 ☒ 地 位 ☐ 学 歴 ☒ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☒ 収 入 ☒ 資産状況 ☒ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()
	制限的取扱事項		
	思想・信条等		
☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☒ 犯 歴 等 ☐ その 他 () 上記事項を取扱う理由 (法令に基づき審査を行うため)			
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等)・公知性・緊急性・審議会		
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(申請時)		
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)		
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()		
備 考	条例施行時に届出をすべきであったが、届出が必要という認識がなかった。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年7月31日

那覇市長宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	環境部 廃棄物対策課	電話	098-951-3231
個人情報管理責任者	廃棄物対策課長		
業 務 の 名 称	産業廃棄物及び一般廃棄物処理施設の設置許可等に関する業務		
業 務 の 目 的	産業廃棄物及び一般廃棄物処理施設の設置等について、環境省令で定める基準に適合しているかを審査した上で許可し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。		
個人情報の対象者	産業廃棄物及び一般廃棄物処理施設の設置許可申請者等。		
業務の開始年月日	平成25年 4月 1日		
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動
	思想・信条等		
	思想	宗教	
	支持政党	主義主張	
趣味嗜好	犯歴等		
その他 ()			
上記事項を取扱う理由 (法令に基づき審査を行うため)			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	基本的事項	社会的活動	経済的活動
□個人番号	■職 業	■収 入	
■氏 名	■地 位	■資産状況	
■住 所	□学 歴	■公租公課	
■性 別	■資 格	□経済取引	
■生年月日	□団体加入	□公的扶助	
■国 籍	□賞 罰	□そ の 他	
■本 籍	□学業成績	()	
□続 柄	□勤務成績		
□親族関係	□そ の 他		
□婚姻離婚	()		
□そ の 他	心 身	その他	
()	□健康状態	□	
	□容 姿	□	
	□病 歴	□	
	□障がい程度	□	
	□そ の 他	□	
	()		
個人情報の収集方法	■本人 ■本人以外(本人同意・法令等) 公知性・緊急性・審議会)		
個人情報の収集時期	□定期(月～ 月) ■随時(申請時)		
本人への通知方法	□文書 □口頭 □告示 □通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)		
個人情報の記録形態	■文書 □図画 □電磁媒体 □その他()		
備 考	業務開始時に届出をすべきであったが、届出が必要という認識がなかった。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年7月31日

那覇市長宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	環境部 廃棄物対策課	電話	098-951-3231			
個人情報管理責任者	廃棄物対策課長					
業 務 の 名 称	浄化槽清掃業の許可に関する業務					
業 務 の 目 的	浄化槽法に基づく浄化槽清掃業の許可及び当該業者への指導監督を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。					
個人情報の対象者	浄化槽清掃業の許可申請者等。					
業務の開始年月日	平成4年4月1日					
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項					
	基本的事項	社会的活動	経済的活動			
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☒ 国 籍 ☒ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☒ 職 業 ☒ 地 位 ☐ 学 歴 ☒ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☒ 収 入 ☒ 資産状況 ☒ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()			
	制限的取扱事項					
	思想・信条等					
☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☒ 犯 歴 等 ☐ その 他 ()						
上記事項を取扱う理由 (法令に基づき審査を行うため)						
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等) 公知性・緊急性・審議会					
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(申請時)					
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)					
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()					
備 考	条例施行時に届出をすべきであったが、届出が必要という認識がなかった。					

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年7月31日

那覇市長宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	環境部 廃棄物対策課	電話	098-951-3231
個人情報管理責任者	廃棄物対策課長		
業 務 の 名 称	生ごみ処理機及び処理容器奨励金交付業務		
業 務 の 目 的	家庭から排出される生ごみを自己処理するために市民が処理機器又は処理容器を購入する者対し、奨励金を交付することにより、ごみの減量化の促進。		
個人情報の対象者	生ごみの処理機器及び処理容器を購入した市民		
業務の開始年月日	平成5年 6月 3日		
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		
	基本的事項	社会的活動	経済的活動
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()
	制限的取扱事項		
	思想・信条等		
☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 () 上記事項を取扱う理由 ()			
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)		
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(申請時)		
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)		
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()		
備 考	業務開始時に届出をすべきであったが、届出が必要という認識がなかった。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和 元年 7 月 3 0 日

那覇市長 様

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	市民文化部 文化財課 (壺屋焼物博物館) 電話862-3761 / 3457			
個人情報管理責任者	文化財課長			
業 務 の 名 称	那覇市立壺屋焼物博物館防犯カメラ設置業務			
業 務 の 目 的	個人の権利及び利益の保護に配慮し、博物館内展示品や来館者の犯罪被害の未然防止と速やかな認知、犯罪捜査の客観的な立証を目的とする。			
個人情報の対象者	来館者			
業務の開始年月日	平成 2 6 年 1 月 3 1 日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☐ 氏 名 ☐ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 () 心 身 ☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 () その他 ■カメラに写る 個人情報 ☐ ☐ ☐ ☐	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 () 上記事項を取扱う理由
個人情報の収集方法	☐ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・ <u>審議会</u>)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(来館時に撮影)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☐ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	☒ 届け出が必要と認識していなかった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年 7 月 30 日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 田端 一正

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	学校教育部 学校給食課 電話：917-3507 (内線：2636)		
個人情報管理責任者	学校給食課長		
業 務 の 名 称	那覇市学校給食運営審議会		
業 務 の 目 的	教育委員会の諮問に応じて、学校給食の運営その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議し、教育委員会に建議すること		
個人情報の対象者	那覇市学校給食運営審議会委員 那覇市学校給食運営審議会臨時委員		
業務の開始年月日	令和元年4月1日以降 (委員委嘱日より開始)		
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		
	基本的事項	社会的活動	経済的活動
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☒ 職 業 ☒ 地 位 ☒ 学 歴 ☒ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()
		心 身	その他
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐
	制限的取扱事項 思想・信条等 ☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 () 上記事項を取扱う理由		
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)		
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(委員を委嘱するとき)		
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)		
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()		
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務廃止届出書

令和元年 7 月 30 日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 田端 一正

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	学校教育部 学校給食課 電話：917-3507 (内線：2636)		
届 出 の 区 分	☒ 廃止 ☐ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成31年3月31日
業務の名称及び 開始年月日	那覇市学校給食費検討委員会 平成27年9月28日		
廃止又は変更の 理 由	本市の学校給食運営全般に関することを審議する附属機関を新たに設置したため。 (平成31年4月1日施行：那覇市学校給食運営審議会規則)		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務廃止届出書

令和元年 7 月 30 日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 田端 一正

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	学校教育部 学校給食課 電話：917-3507（内線：2636）		
届 出 の 区 分	☒ 廃 止 ☐ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	令和元年5月20日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	給食施設変更届の提出 平成27年4月1日		
廃止又は変更の 理 由	那覇市健康増進法施行要綱（令和元年5月21日施行）により、届出 様式に変更があり、栄養士変更時の免許状の添付が不要となったた め。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

（注） 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄
に記入すること。

那覇市公告第 327 号
令和元年 9 月 4 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和元年 8 月 2 3 日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会
教育長 田畑一正

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	中央図書館	目的外利用部課 又は提供先	那覇警察署
業 務 の 名 称	捜査関係事項照会書		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	☒ 平成30年11月21日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報 の 内 容	①那覇市立牧志駅前ほしぞら図書館の平成30年10月24日（水）午後3時55分から同日午後4時25分までの図書の貸し出しに係る利用者記録 ②那覇市立牧志駅前ほしぞら図書館の平成30年10月24日（水）午後3時55分から翌25日（木）午前9時30分までの図書の返却に係る利用者記録		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第4号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 () ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提供をする 理 由	小学生女兒に対する追いかけや声掛け等が確認されており、今後起こりうる重大な危険を未然に防ぐためには早急な情報提供がやむを得ぬものと判断した。		
届 出 担 当 部 課	中央図書館 電話 917-3449		

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 18 号

令和元年 9 月 3 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 号に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 467 号
指定工事店名	フタバ設備工業株式会社
営業所所在地	沖縄県島尻郡八重瀬町字高良 16 番地
代表者氏名	仲里 章吾
有効期間	自 平成 30 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日
異動年月日	令和元年 8 月 27 日
異動事由	営業所所在地の変更

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 24 号

令和元年 9 月 2 日

掲 示 済

那覇市選挙管理委員会

委員長 松 田 義 之

地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

5,173人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

43,105人

- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

86,210人

監査委員公表

那 監 公 表 第 4 号

令和元年 9 月 17 日

那覇市監査委員	久 場 健 護
同	宮 里 善 博
同	宮 城 哲
同	古 堅 茂 治

令和元年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について（公表）

令和元年度財政援助団体等監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

令和元年度財政援助団体等監査結果に基づき講じた措置について**所管部署【経済観光部 観光課】****(7) 一般社団法人那覇市観光協会に対する指摘事項等****一般社団法人那覇市観光協会の会員の拡大について（要望事項）**

一般社団法人那覇市観光協会（以下「観光協会」という。）は、那覇市およびその周辺地域の観光事業の振興を図り、地域文化の向上及び経済の発展向上に寄与し、併せて公益に資することを目的としている。観光協会は、例年事業計画のなかで会員拡大と組織の強化を掲げており、会員の新規獲得に取り組んでいる。会員の納める会費収入は、平成30年度が1,472万8,500円で平成29年度に比べ36万4,500円（2.5%）増加しているものの、平成30年度末の会員数は、目標の450社を下回る424社となっており、過去5年間の会員数は、ほぼ横ばいとなっている。

しかし、観光協会の事業実施に要する自主財源を安定的に確保するためには会員の拡大が不可欠である。

会員の拡大を図るため、引き続き広く勧誘活動を行うとともに現会員の口数増加への働きかけや新規会員獲得のための新たな取組を行うなどに努められたい。

□ 要望事項に関する措置

一般社団法人那覇市観光協会の円滑な組織運営及び事業実施に当たっては、会員の会費収入を含む自主財源の確保は重要であると認識しております。そのため、これまでも日常的な取り組みに加え、会員拡大強化月間等を設定し勧誘活動に取り組んできたところです。

今後は、更に創意工夫を凝らしながら新規会員拡大に取り組むとともに、現会員の口数増加についても取り組んでまいりたいと考えております。

所管部署【消防局 予防課】**(7) 消防局予防課に対する指摘事項等****食糧費に係る補助金の使途について（注意事項）**

那覇市女性防火クラブ結成30周年記念式典経費において、全体の支出に対する食糧費（364,370円）の割合が約42%占めている。那覇市の補助金に関するガイドライン（第2版）（以下「ガイドライン」という。）によれば、客観的に公益上必要性が高いと言えない飲食費は原則として補助対象外経費とする旨規定している。

今後、食糧費に係る補助金の使途については、ガイドラインの趣旨に沿って、内容を精査、検証し、客観的な公益上の必要性を慎重に検討されたい。

□ 注意事項に関する措置

今後は、事業内容を精査し公益上必要性が低い食糧費については、協賛事業者の募集や会費制にし、それを食糧費の財源に充てるなどしてガイドラインを遵守していきます。

(イ) 那覇市女性防火クラブに対する指摘事項等

那覇市女性防火クラブの会員の拡大について(要望事項)

那覇市女性防火クラブ（以下「防火クラブ」という。）は、家庭からの火災の発生を防止するため、火災予防知識を習得するとともに、地域における連帯意識を強め、防火思想の高揚を図り、もって安全で快適な生活環境を築くことを目的に活動しており、その役割は大きい。しかし、ボランティアで構成された会員の高齢化が進み、会員確保に課題を抱えている。そのような中、防火クラブの認知度を高めるために様々な取組を図っているが、会員の拡大に至っていない。

那覇市女性防火クラブ規約（昭和 63 年 8 月 19 日施行）第 3 条に規定する防火クラブの目的からすると、会員の拡大は必要と考える。今後は、現在の取組に加え、子供や女性を対象にした全市的な普及啓発活動、自主防災組織との連携等も検討し、会員の拡大に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

これまで各支部で行っている地域を巻き込んだ活動や消防機関と連携した各種イベントにおいて、住民やクラブ員以外の対象者に対して PR を行い、女性防火クラブ（以下「防火クラブ」という。）の認知度の向上及び新たな会員の獲得に向け取り組んでいます。毎年会員数が減少しているのが現状です。会員数の減少に歯止めをかけ、更なる会員の拡大のため、各支部の活動や消防機関と連携した各種イベント等への参加について、あらゆる広報媒体（SNS、市民の友、市役所内の電光掲示板、新聞等）を活用し、防火クラブの認知度の向上及び会員の獲得を目指すほか、今後、少年防火クラブの設立も検討し、当該クラブの保護者に、防火クラブへの参加を促すなど、連携を強化しながら会員の拡大に取り組んでまいります。

所管部署【市民文化部 文化振興課】

(ア) 文化振興課に対する指摘事項等

事務局職員の給与基準の整備指導について(注意事項)

那覇市文化協会への育成事業補助金については、主に人件費に補助金が充てられている。しかし、事務局職員の給与については、那覇市文化協会事務局就業規則（平成 6 年 11 月 1 日施行）第 21 条において「職員の給与については、その採用の都度、会長が決定する。」と規定しているが、具体的な給与基準がない。補助金の妥当性を確認するうえで、当該団体の就業規則等による具体的な給与基準を明確にする必要がある。

については、所管部署が補助事業を執行するにあたり、当該団体の具体的な給与基準の整備について指導されたい。

□ 注意事項に関する措置

事務局職員の給与基準について、当該団体と協議の上、関係法令を遵守し、規則を整備するよう指導します。

(イ) 那覇市文化協会に対する指摘事項等

事務局職員の給与基準の整備について(要望事項)

事務局職員の給与については、那覇市文化協会事務局就業規則（平成 6 年 11 月 1 日施行）第 21 条において「職員の給与については、その採用の都度、会長が決定する。」と規定しているが、具体的な給与基準がない。

那覇市文化協会は、市の財政援助を受けている団体であり、当該補助金は主に人件費に充当されていることから、具体的な給与基準の整備に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

職員給与について、担当課と協議し、最低賃金等の関係法令を遵守しつつ、規則の整備に取り組みます。

那覇市文化協会の会員の拡大について(要望事項)

那覇市文化協会は、那覇市民が脈々と育んできた豊かな文化の諸活動を大きく開花させ、那覇市が提唱する「文化都市なは」の建設に寄与するとともに、会員の英知と活力を結集して、市民文化の一層の振興を図ることを目的に設立されたものである。しかし、年々会員数が減少し、平成 26 年度は 2,632 人の個人会員が平成 30 年度は 2,093 人と減少している。これまで地域と密着した文化活動や文化を通じた交流事業などを積極的に行っているが、会員減少に歯止めはかかっていない。

令和 3 年度には（仮称）那覇市新文化芸術発信拠点施設の開館が予定されていることから、今後の更なる文化振興の発展のため、所管部署とより一層の連携を図り、会員の拡大に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

当協会の設置目的（市民文化の振興）の浸透を図るとともに、部会・会員間のモチベーションを高め、ひいてはそれぞれの部会で新規会員の獲得に務めます。また、幼児教育における郷土文化継承の研究会や琉球料理を主にした食文化に関する研究会等、新しい部会を立ち上げ会員増を図ります。